

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>第二十六条～第二十八条（略）</p> <p>（国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査）</p> <p>第二十九条 第二十七条第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。</p> <p>2 第二十七条第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>第三十条（略）</p>	<p>（特定地方公共団体）</p> <p>第二十六条 法第十八条第二項の政令で定める都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、兵庫県養父市とする。</p> <p>第二十七条～第二十九条（略）</p> <p>（国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査）</p> <p>第三十条 第二十八条第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。</p> <p>2 第二十八条第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>第三十一条（略）</p>

別表(第三十条関係)

(略)	名称
(略)	根拠法

別表(第三十一条関係)

(略)	名称
(略)	根拠法